

令和5年度第8回三春町農業委員会議事録

- 1 令和5年11月15日（水）午後3時20分より三春町役場2階大会議室において令和5年度第8回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 12名
1番 増子 弘子 2番 山口 陽一 4番 大内 将
5番 加藤 不二夫 6番 影山 忠夫 7番 内藤 保次
8番 門馬 稔治 9番 小林 孝 10番 新田 俊男
11番 大津 早苗 12番 本田 儀勇 13番 橋本 正亀
- 3 欠席委員 1名
3番 渡邊 重吉
- 4 事務局からの出席者 2名
事務局長：遠藤 晃
事務局主事：志賀瑞樹
- 5 審議案件
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第25号 三春町農用地利用集積計画について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。
4番 大内 将 委員 5番 加藤 不二夫 委員

9 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。
会長の議長でよろしくお願いいたします。

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 「議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。

場所は、実沢5区集会所から東へ800mのところと、南へ100mのところとです。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした5番加藤委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 5番 加藤 不二夫 委員、現地調査報告

委員： 10月1日午後1時30分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、草刈り等が行われ、また作付された様子もあり適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長： 「議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No1について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。

場所は、八島台地内たまのやから南東へ100mのところとです。

事務局： (議案朗読)

議長： 現地調査をした12番 本田委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 12番 本田 儀 勇 委員、現地調査報告

委員：

11月1日午前9時30分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、北側を公衆用道路に、東側を公衆用道路に、北側と南側を農地に、西側を農地に囲まれています。しかし、西側の農地は現在耕作されておらず、また西側の農地とは1m程度の高低差があるため、農地の蚕食分断や、日照や通風、周辺農地への影響はないため、この転用は止むを得ないものと思われます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No2について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を駐車場に転用しようとするものです。
場所は、熊耳地内、株式会社MARUWAの工場の北側です。

事務局： (議案朗読)

議長： 現地調査をした8番 門馬委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 8番 門 馬 稔 治 委員、現地調査報告

委員：

11月1日午前10時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、北側を宅地に、南側を原野に、東側と西側を公衆用道路に囲まれています。

申請地は、周囲に隣接する農地が無いため、他農地への蚕食分断や、日照や通風の影響もないため、この転用は止むを得ないものと思われます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することに異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可
することに決定いたします。
- 議 長： 続いて、No 3 について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請
で、農地を駐車場に転用しようとするものです。
場所は、旧要田中学校から北西へ 3 0 0 m のところです。
- 事務局： (議案朗読)
- 議 長： 現地調査をした 8 番 門馬委員から現地調査の結果を報告し
てください。
- 委 員： 8 番 門 馬 稔 治 委員、現地調査報告
- 委 員： 1 1 月 1 日午前 1 0 時 3 0 分から、事務局と現地調査を行
い、申請書を確認しました。
申請地については、南側、西側を町道に、東側を山林に北
側を通路に囲まれています。
申請地は、現在すでに駐車場、資材置き場として利用され
ている状況でした。しかし、事務局の説明にもあったとおりの
経過、周辺農地との高低差を鑑み他農地への影響もないと
思われることからこの転用は止むを得ないものと思われま
す。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告につ
いて質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することに異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可
することに決定いたします。

議案第25号 三春町農用地利用集積計画について

議長： 「議案第25号 三春町農用地利用集積計画について」を議題とします。

なお、議案第25号は10番新田委員に関わる議案となっていますので、新田委員は退出願います。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。
場所は、西方地内カフェnanaraから西へ100mのところ
です。

事務局： (議案朗読)

議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

9番委員： この事業において有利なのは所有者、借受者どちらですか

事務局： どちらが有利等はございません。
返還等が発生する場合には双方合意の元で行います。

9番委員： 所有者が返還を求めた場合、借受者が不利になると思われ
ますがいかがですか。

事務局： あくまで双方合意の元で手続きを進めますので、どちらが有利
といったことはございません。

9番委員： しかし所有者が返還を求めた場合、結果としては返すよう
になるのではないですか。

議長： 農業委員会としては農地が適正に管理されるか、周辺農地
や地域農業への影響等を審議するものです。どちらが有利か
不利か、また当事者間の問題については、当事者間で解決す
るものですのでこの場で審議するものではないと思います。

議長： 他に質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし。

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、異議なしとすることに異議ありません
か。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとす
ることに決定いたします。

議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第8回三春町農業
委員会の議事を終了いたします。

10 令和5年度第8回三春町農業委員会を午後3時50分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 橋本 正亀

4番委員 大内 将

5番委員 加藤 不二夫